

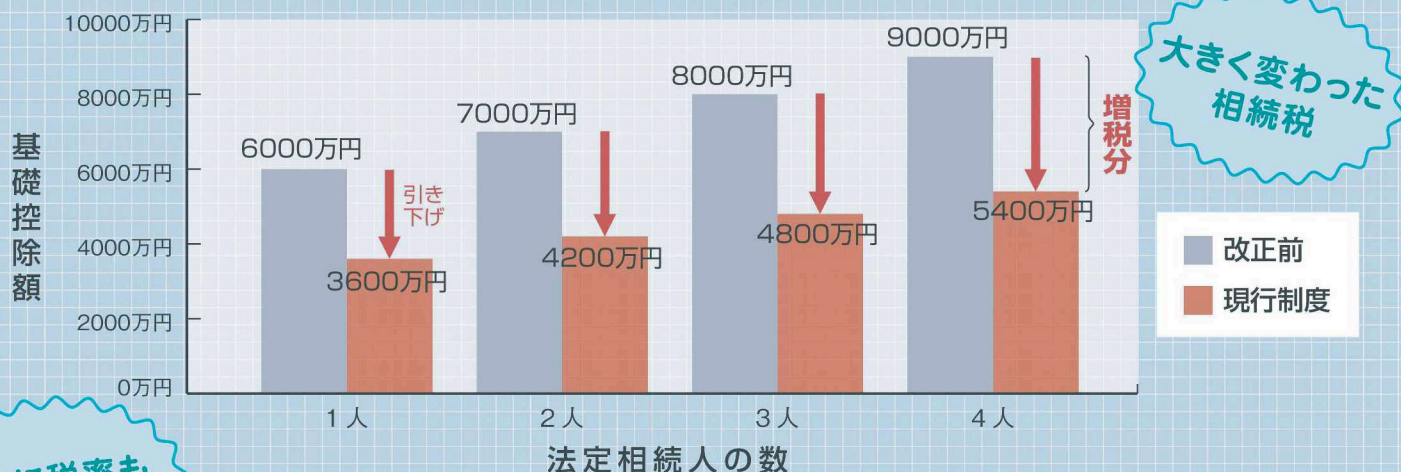
相続税が大増税時代に!!

相続診断はお済みですか？

平成27年1月1日より、相続税の税制改正が施行され、課税対象者が拡大しています。

基礎控除額の引き下げで3600万円超から相続税を支払う可能性が(平成27年改正)

平成26年12月31日まで	平成27年1月1日から
5000万円 + 1000万円 × 法定相続人の数	3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数



さらに税率もアップ!!

*上記の金額以上の相続財産があっても、配偶者特別控除などで相続税がかからない場合もあります。

基礎控除額の引き下げで、これまで相続税がかからなかった方達も...



私はかかる?かからない?



こんな皆様の声にお応えして
「相続に関する相談窓口」
をオープンいたしました!

個別相談のお申し込みは下記までご連絡を!



お客様第一主義。

株式会社 西王不動産

山形県知事(8)第1598号 (社)山形県宅地建物取引業協会会員

土日祝も営業中!!

〒990-2323 山形市桜田東4丁目9番23号
TEL: (023)-641-9772
FAX: (023)-641-9776

